

県立高校における生徒1人1台端末の導入についての大切なお知らせ

急激な情報化が進む中、高校卒業後の子どもたちが進学先や就職先でICTを活用することが日常のものとなっています。そのため、ICTを使いこなす力、数ある情報の中から、早く、正しい情報を見つけ出し活用する力などを、在学中から培っていくことが大切です。

島根県教育委員会では、1人1台端末を用いたICTの活用により生徒の学びを深めるため、県立高校入学時にご家庭負担により、**県が斡旋するパソコン端末をご購入いただき**、生徒1人1台端末を活用した学びを推進していくこととしていますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

お知らせ

1



パソコン 端末等 購入価格

◎購入の際にご家庭で負担いただく金額：47,960円

※この代金は、学習者用パソコン端末等代金総額71,940円から、県の3分の1支援額(23,980円)を差し引いた額となります。

上記代金に
含まれるもの

端末本体(Chromebook)、端末管理ツール、タッチペン、保護バッグ、3年間の端末保証

パソコン 端末等の 購入時期

◎県立高校の合格発表(3月)以降に購入手続きをしていただきます。

※合格発表時に合格通知に併せて購入方法を示した案内チラシを配付する予定です。チラシに記載してあるWebサイト上から注文していただきます。購入された端末は入学後に各学校で配付します。

お知らせ

2



学習者用パソコン端末等を準備する方法(下記3パターン)について、ご家庭で検討いただき、必要な手続きをお願いします。

【②又は③を希望する場合の提出期限:令和5年11月30日(木)】

① 学習者用端末を一括支払で購入する場合

今回、**手続等は必要ありません**。3月の合格発表以降に購入手続きをしていただくこととなります。

② 学習者用端末を分割支払で購入する場合 ※所得制限等の要件なし

公益財団法人島根県育英会に対して、**奨学金貸与の手続きが必要**となります。同封している「県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生案内(願書付)」を参照のうえ、願書の提出をお願いします。

③ 学校から貸出用端末の貸与を希望する場合 ※要件あり

島根県教育庁教育指導課に対して、**貸出用端末の貸与申請手続きが必要**となります。同封している「県立高校における貸出用端末の貸与希望申請について」のチラシに記載の**要件を確認したうえで、申請書・添付書類の提出**をお願いします。

お問い合わせ先

■県立高校における貸出用端末の貸与希望申請について
島根県教育庁教育指導課
〒690-8502
松江市殿町1番地
TEL:0852-22-6863
Mail:shidou@pref.shimane.lg.jp



■県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生案内(願書付)について
公益財団法人 島根県育英会
〒690-0887
松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
TEL:0852-28-1981
Mail:info@shimane-ikuei.or.jp

